

市貝町景観計画（案）に対するパブリック・コメントの結果について

1 パブリック・コメントの実施状況

（１）ご意見の募集期間

令和５年７月２１日（金）から令和５年８月２１日（月）

（２）ご意見の応募者数及び件数

１名、５７件

（３）受理状況の内訳

郵送	直接持参	ファクシミリ	電子メール	ホームページ	計
1					1

2 パブリックコメントに対するご意見の概要と町の考え方

No.	項目・ページ・当該箇所	ご意見等	ご意見等に対する考え方
1	全体	景観法 9 条の景観計画策定の手続きに「あらかじめ、公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする」とありますが、町民説明会等の手続きは行わないのですか？	景観計画（案）の策定にあたっては、より効果的・効率的な住民意見反映の手続きとして、学識経験者や住民を交えた「市貝町景観とみどりの基本計画検討委員会」の実施、「市貝町の緑と景観に関するアンケート調査」の実施及びパブリックコメントの実施、景観ワークショップの開催等を採用いたしました。
2	全体	PC は計画策定がほぼ出来上がり、最終段階に近いものですがこれには質疑に対する回答はあっても一方的で再確認や質問はできません。しかし町民説明会等のような公聴会の開催等は質疑応答が自由になされ、PC とは基本性格が違います。法 9 条との関係はどうなのですか？	
3	P3 5 景観について	「景観」の定義がわかりません。“・”4 つで説明しているが、景観を説明している項は最初の・だけで、のこりの 3 つの・は「景観」がおりなす影響を述べているものにしか取れません。当計画は当町のまちづくりや風土に大きな影響を及ぼすものと思われませんが、このページ中段の図の「これらが一体となって目に見えてくるものが景観」とありますがこれでは抽象的でわかりません。景観は、それを見る人、それを見る場所、によって同じ物を「景観」として捉えるにもその価値は同じではなく違ってきます。この計画では景観を単に“景色”として扱っているのではないですか。この一般町民向け PC(パブリックコメント)で理解できるのでしょうか？	ご意見を踏まえ、一つ目の「・」の文章として「景観は、目に映る景色や風景などに対して、それを見る人の印象や評価などが加えられたものであり、対象物とそれを見る人との関係から成り立つものです。」を追加し、二つ目の「・」の文章を「また、景観は、それぞれの地域ごとの歴史、地勢や生態系などの風土、文化や伝統、私達一人ひとりの暮らしや経済活動等と、技術の進歩や法律等の制度など、様々な背景から形づくられるものであるため、対象として見えているものだけでなく、それらの背景を一体のものとして認識することが大切です。」に修正し、文章表現とページ中段の概念図との整合を図るよういたします。また、残りの三つの「・」の前段には「景観の担う役割とは」の見出しを追記します。
4	P4 6 良好な景観の形成による効果	下から 10 行目、『空間に与える効果』の説明の概念が抽象的でわかりません。「良好な景観の形成に寄与する制度等の構築」がなぜここに入るのでしょうか？	良好な景観の形成が「空間に与える効果」の一つとして、将来的に良好な景観を継続していく機運が高まり、さらなる良化を図るための制度の構築に繋がっていく点を整理したものです。
5	P4 6 良好な景観の形成による効果	ここに「視点場」という言葉が出てきますが、この「視点場」は何か。また、当計画にこの「視点場」はどう影響してくるのでしょうか？	「視点場」とは、視点（景観を見る人間自体）が位置する場所を指すものです。今後、道路整備や沿道景観の形成等を図る際には、視点場を意識した取組が求められることになります。
6	P5 7 持続可能な社会	景観まちづくりの目標は「誰一人取り残さない社会の実現に向	ご意見を踏まえ、SDGs の 17 の目標に関する内容をはじめ、

	を目指す SDGs の実現	けて…」と共通するとありますが、当計画は内容が豊富で複雑ですが、まずは計画自体の内容説明でどうなのでしょう。もっと町民に対して分かりやすい対応があるのでは。これでは取り残さされてしまいます。例えば、語句や内容説明を別紙に設けるとか。この計画の現状文では理解するに大変苦労します。中身に「景観法第〇条…」とかあれば、景観法を見なくては理解不足になるが、一般町民には大変です。語句や内容説明を別に設けて理解の助けになれば良いと思うのですがいかがでしょうか？	専門的な用語の解説や関連する法規等について、巻末に追加予定の参考資料内に掲載いたします。
7	P 6 (1) 眺望景観	眺望景観の定義がわかりません。眺望景観で述べている眺望は◎見下ろす眺望と◎見上げる眺望があるが、ここでは例を4つ示しているがどれがどれなのか分かりやすく示してほしい。	ご意見を踏まえ、「眺望景観」の用語の解説について、巻末に追加予定の参考資料内に掲載いたします。
8	P 6 (1) 眺望景観	「垂直的スケールでの…」と、分かりにくい表現を使う必要があるのでしょうか、もっと分かりやすい言葉で良いのでは？	ご意見を踏まえ、「垂直方向のスケール感の大きな…」に表現を修正いたします。
9	P 6 (1) 眺望景観	「芳那の水晶湖」の青い水面…とあるが、アオコを思い出すので表現を変えたらどうか？	ご意見を踏まえ、「…「芳那の水晶湖」の水面…」に表現を修正いたします。
10	P 6 (1) 眺望景観	下から14行目の「アンケート調査において…」とあるがアンケートとは何なのか、町民にアンケートを取ったのですか、それとも一部の人たちですか？	本文中で用いる「アンケート調査」は、令和4年7月実施の「市貝町の緑と景観に関するアンケート調査」を指すものです。市貝町に在住する15歳以上の方から無作為に1,700名を抽出して実施した調査であり、その結果概要については、巻末に追加予定の参考資料内に掲載いたします。
11	P 6 (1) 眺望景観	下から9行目「…割合が高く、…」の所、意味が良くわかりません。何の割合ですか？	ご意見を踏まえ、当該箇所を含む文章を、「同様に、アンケート調査では、今後必要な取組として「太陽光パネルやアンテナ等の色や大きさ、設置場所などのルールの強化」の回答割合が高く、…」に修正いたします。
12	P 6 (1) 眺望景観	課題の所で、「…2番目…」と言った後で「…一番の…」と言っているが、一体1番なのか2番なのか？	ご意見を踏まえ、「…2番目に…」の表現を文章中から削除します。
13	P 6 (1) 眺望景観	視点場とは何ですか？	「視点場」とは、視点（景観を見る人間自体）が位置する場所を指すものです。
14	P 6 (1) 眺望景観	全体的に(1)眺望景観の説明はもっと分かりやすく記述すべきだと思います。	ご意見を踏まえ、「眺望景観」の用語の解説について、巻末に追加予定の参考資料内に掲載いたします。

15	P7 (1) 10 行目課題	多田羅沼湿地帯は管理が行き届いていません。多様な植物の保存に危惧があります。これは大きな課題であることは否定できません。課題として明記すべきと思いますが？	ご意見を踏まえ、課題に関する文章を、「…、今後は良好な河川等の水辺景観づくりに向けた取組等について検討する必要があります。」に修正いたします。
16	P7 (1) 下から 4 行目	耕作放棄地が最大の景観阻害要因であることは間違いなが、今後の取り組みが抽象的な表現になっています。なぜ、耕作放棄地をなくし景観の保全をする、としないのですか？	耕作放棄地に関する今後の取組については、後段の「3 章 良好な景観の形成に関する方針」の「3 (3) ①面的景観：里地里山（山地・丘陵地）景観ゾーン」内において、「・持続的な森林資源の確保や耕作放棄地の発生防止など、農林業振興施策と連携し、適切な土地の維持管理を促します。」と位置づけています。
17	P13 図	地図上の位置に記入の名称等の過不足が目立ちます。諏訪塚古墳が入っていて、上根二子塚古墳群が入らないのはなぜ？	ご意見を踏まえ、【景観に係る指定文化財】【町指定無形文化財】に関する内容と「文化財・イベント・観光施設位置図」との整合が図られるよう修正いたします。
18	P13 図	表には多田羅古墳群とあるのに地図上では大神宮古墳となっているのはなぜ？	
19	P13 図	日枝神社が入って鹿嶋神社本殿が入らないのはなぜ？	
20	P13 図	田野辺の天祭が入って八朔祭が入らないのはなぜ？ 過不足なく正確な表示で載せるべきだと思います？	
21	P14 景観計画区域	上から 8 行目、町民の意向を反映する、とありますがこれは"アンケート"のことですか？アンケート調査とはどのようなものですか？	ご意見の箇所の「町民の意向」は、前文のアンケート調査（令和 4 年 7 月実施の「市貝町の緑と景観に関するアンケート調査」）の結果内容を指すものです。
22	P14 景観計画区域	地図の凡例の緑色の所は地図上では黄色ですが？	ご意見を踏まえ、凡例内の「用途地域」の色を地図上の色（黄色）に合わせます。
23	P15 2	ここで言う「景観形成」の「景観」とは眺望景観のところでの「上から見下ろす眺望」「下から見上げる眺望」も含まれるのか？ 当然含まれると思うが、そうすると視点場という見方からすると、(例えば伊許山がその対象と仮定すると)上からの眺望としての視点場(頂上付近)を景観形成重点区域にする、また下から見上げる眺望としての視点場(伊許山を眺める一帯、市貝小校歌にもあるようなところ)をも同時に景観形成重点区域にすると理解できるが、この理解で良いのでしょうか？	「景観」には「見上げる眺望」及び「見下ろす眺望」が含まれるとともに、それぞれの「視点場」がお互いに「視対象（見る対象）」となることも考えられるため、ご意見のとおり、両区域を景観形成重点区域に指定する方法も可能となりますが、指定に際しては、地域住民等のご理解・ご協力が必要となります。
24	P15 2	15 行目、「地域住民の意向」は言葉では簡単ですが、この計画では既に地域住民の意向をどのように確認するのが議論さ	景観形成重点区域の指定については、後段の「6 章 景観まちづくりの推進方策」の「2 (3) 景観に関わる体制や仕組みの

		れていると思いますが、どのようにするのですか？	構築」内において、「景観に係わる学識経験者や公募町民等で構成される「市貝町景観審議会」の設置」により対応するものと位置づけています。
25	P 15 2	また、小学校校歌にあるような、"眺めが素晴らしい山というものは、視点場が広くまたがっている。このような場合は重点区域をどの様に解釈するのか？	代表的な「視点場」からの眺望をコントロールできる範囲を「視対象」とする区域を「景観形成重点区域」に位置づけるものと考えています。
26	P 15 2 表	この表はどのようにして作られたのか？例なのですか？このまま計画に入れるのですか？15P まで読んできて、こんな少ない視点のもの 1~4 の「候補地の種別」ではないと思います。	景観計画区域のうち、市貝町の特色ある良好な景観形成を象徴し、先導していく景観形成重点区域の候補地選定の基準として、歴史・文化、自然、景観づくりに関する地域住民の活動などを踏まえた 4 つの視点を抽出・設定したものです。
27	P 15 2 表	まず、理由を書く欄を右に設けていただきたい。	ご意見を踏まえ、重点区域の「候補となる地域」に位置づけられる各地域の選定理由を記載する欄を設けます。
28	P 15 2 表	新町地域はどういう理由で入っているのですか？	
29	P 15 2 表	多田羅沼及び隣接樹林地とあるが、隣接樹林地とは何を指すのか？	当該箇所の「隣接樹林地」は、県の自然環境保全地域にも指定される、多田羅沼（ため池）を取り囲む平地林を指すものです。
30	P 15 2 表	この計画では 4 つの種別で進めています。その見方からすれば、芝桜公園、村上観音山、伊許山、琴平山、富士山などはどうなるのですか？	景観形成重点区域の候補地選定については、市貝町の特色ある良好な景観形成を象徴し、先導していく地域を位置づけるものとしており、それ以外の地域や資源における景観形成の取組については、後段の「景観形成の基本方針」内に位置づけ、対応を図るものとしています。
31	P 15 2 表	記念樹の森(山根城跡)や梅の里など他に沢山あると思いますが、この表だけなのですか？	景観形成重点区域の候補地選定については、市貝町の特色ある良好な景観形成を象徴し、先導していく地域を位置づけるものとしており、ご意見の梅の里を候補地として追加いたします。
32	P 15 2 表	住民とすでに話し合いをされて、この表に入れたのですか？	「市貝町景観計画（案）」の各内容については、町民アンケートの結果等を踏まえ、学識経験者や住民を交えた「市貝町景観とみどりの基本計画検討委員会」での検討を踏まえたものとなっています。
33	P 15 2 表	文化財である古墳地域はどうなるのですか？	景観形成重点区域の候補地選定については、市貝町の特色ある良好な景観形成を象徴し、先導していく地域を位置づけるものとしています。
34	P 15 2 表	多田羅、新町地区にある町のシンボリック存在の伊許山その東側にある横塚古墳群や石下古墳群、北側の会下塚古墳(これらは	景観形成重点区域の候補地選定については、市貝町の特色ある良好な景観形成を象徴し、先導していく地域を位置づけるもの

		文化財級の出土品や町の古代歴史を語る上で重要なのは言うまでもありません）これらの一連の風景は自然景観を保全する上で町としても今後重要になってくると考えられます。町観光協会では多田羅古墳群から伊許山それから横塚古墳などと散策ルートを構築中です。現在、横塚古墳群は個人所有ですが、重要埴輪が2体出土しており、古墳自体は大きく、小山の上であり周囲を整理すればすばらしい景観となり、伊許山と一体で町のシンボルとなるのは間違いないと思われます。しかしながら現在横塚古墳群の周囲には太陽光発電パネルが目立ちこのままですとこの景観保持に暗雲がかかります。文化財である古墳地域はどの種別になるのですか？	としており、それ以外の地域や資源における景観形成の取組については、後段の「景観形成の基本方針」内に位置づけ、対応を図るものとしています。
35	P 16 景観まちづくりの将来像	このような例にありますように、「景観形成重点区域の指定の方針」においては、現状のままの形を見るだけのものではなく「今後の可能性のあるすばらしい景観」という考えも入れていただきたいと考えますがいかがですか？	「今後の可能性のある素晴らしい景観」については、景観形成重点区域の指定の方針「④魅力ある景観の創出を目指す地域」に含まれるものとしています。
36	P 16 景観まちづくりの将来像	「市貝町は…真岡鐵道市塙駅を拠点として発展しています。」と、この内容には違和感があります。今の市貝町は発展の拠点は幾つかに分散しているのが現状と思われます。市塙駅周辺の衰退は大きな問題となっていますが、この内容で良いのですか？	ご意見を踏まえ、「市貝町は、里山・田園等の豊かな自然環境が広がる中で、将来的なコンパクトシティの形成を念頭に、真岡鐵道市塙駅周辺地区を拠点とする都市基盤の整備や赤羽地区における良好な工業団地の整備などを進め、農商工の調和のとれたまちとしての発展を目指しています。」に表現を修正します。
37	P 20	このブルーで囲まれた部分、ゾーンの名称が抜けているのでは？これでは分かりませんが。	ご意見を踏まえ、ゾーンの名称「田園景観ゾーン」を追記するとともに、「田園景観ゾーンは、山並みや河川を背景に平地に広がる農地と屋敷林に囲まれた集落が調和した、広がりのある田園景観の形成を基本とします。」の文言を追記します。
38	P 21 交通景観軸	広域交流軸、都市、地域とはそれぞれ、国道、県道、町道と考えてよいのですか？	広域交流軸は、本町と周辺市町を結ぶ骨格的な道路、都市交流軸は、本町内の移動を支える骨格的な道路、地域交流軸は、各地域内の移動を支える骨格的な道路を指すものであり、本文の下部に、その旨の注書きを追記します。
39	P 21 交通景観軸	下から16行の緑とは、これだけは抽象的表現だが何を指すのか？	ご意見を踏まえ、「…、緑（沿道や敷地内の緑、農地）、…」の表現に修正します。

40	P 21 交通景観軸	宇都宮・茂木バイパスの役場十字路から平十字路までの間、車からの眺望、眺めの中で放置車や太陽光パネル、道路横山を削り土砂埋め立てなど、この様な事象は、「建造物」「緑」に含まれるのか？	上記の表現の修正により、ご意見に示される事象については、「建造物、緑（沿道や敷地内の緑、農地）、屋外広告物等」に含まれるものと考えています。
41	P 21 河川景観軸	支川や水路が町には多いが、土砂の崩れなど景観を損ねる場合でも、法定河川でないと復旧が難しい。状況をみて準用河川に格上げするよう努めるべきと思いますが？	本計画においては、河川景観軸における景観形成の方針を位置づけ、その実現に向けた方策を「6章 景観まちづくりの推進方策」に整理しています。それらの内容を踏まえつつ、ご意見に示される方策については、その実現可能性も含め、庁内組織の連携や他計画との整合等に留意しながら検討に努めてまいります。
42	P 21 点的景観	地域拠点には 2 箇所の周辺を…と記しているが、役場周辺とも記されている。この 2 箇所だけで計画は進むのですか？	「地域拠点」の区域における景観形成方針は、「景観構造図」内に示される市街地を中心としたエリアを対象としています。「役場周辺（道の駅や市塙駅を含めたエリア）」の表現については、概ねの位置を文言にてイメージしやすいよう用いたものであり、この 2 箇所のみでの景観づくりを意図したものではありません。
43	P 21 点的景観	観光交流拠点は 2 箇所しか記されていないが、他にもあると思われます。2 箇所です計画は進むのですか？	「観光交流拠点」については、本町の代表的な観光資源である「芝ざくら公園」「道の駅サシバの里いちかい」の 2 箇所を位置づけ、それぞれの特性を踏まえた景観づくりに努めるものとしています。
44	P 21 点的景観	また、「また、視対象となる景観資源…」と、この文章は、観光交流拠点は 2 箇所だけではなくもっと増えるということですか？もしあれば、計画に具体的に記載するのですか？	ご意見に示される文章については、「観光交流拠点」に位置づけられる「芝ざくら公園」「道の駅サシバの里いちかい」の区域内での取組を想定したものです。
45	P 21 点的景観	次の対象物は(3)の景観構造別の景観形成方針の中でどれに分類されるのですか？ ☆文化歴史的資源(入野家住宅等の指定文化財、指定天然記念物、指定記念物の古墳など)の分類は？	ご意見にある対象物については、現時点で「景観構造別の景観形成方針」内に位置づけてはいませんが、今後の計画運用の段階で、それぞれ、「5章 良好な景観の形成に関する事項」内において、「景観重要建造物」「景観重要樹木」への指定を検討していくことが考えられます。
46	P 24 から 建築等の行為の制限事項	太陽光パネルについて、高さ 2m 以下で 500 m ² 以下のものは届け出対象行為ではないと解釈しますが、一定の地区での数的な見方で、これらについて、次のような場合の制限行為はどの	前提として、景観法（景観計画）では、太陽光発電施設の立地を制限することはできず、あくまでも、立地の際の景観に対する配慮を求めることとなります。従いまして、ご意見にある事

		ように考えるのですか？ ☆これらが視対象、例えば伊許山の斜面に別々の事業者が別々に設置し、幾つもの太陽光パネルの塊りが集まり、明らかに麓から見ての大きなパネルに見え、眺望景観を阻害するような場合 ☆逆に、伊許山の上からの眺望景観で、麓の平地に同じように500 m²以下のパネルが別々の事業者で別々に設置し幾つもの太陽光パネルの塊りが集まり、一つの大きなパネルに見え、明らかに眺望景観に影響を与える場合 どちらにしても、別々の事業者が個別に設置した結果同じようなエリアに幾つものパネルが設置され、遠くから見るとあたかもとても広い太陽光パネルが設置してあるように見える場合です。	象への対応については、今後の計画運用の段階で、計画の運用指針となるガイドラインを作成し、配慮事例を示していくことが考えられますが、さらに立地を制限しようとする場合には、現行の「市貝町サシバの里において太陽光発電事業により地球温暖化防止に取り組む場合に守るべき規則（令和4年2月）」に基づく抑制区域への指定を検討していく必要があります。
47	P 32 その他の景観形成基準	「太陽光パネルは…周辺環境に配慮すること」についての部分ですが、「配慮」とは抽象的過ぎて分からない。努力義務ですから、業者の専門家が技術的に配慮しましたがこれが限度ですと言われればそれで済んでしまうのかどうか？	「景観形成基準」については、「景観形成に関わるすべての行為に対する配慮事項」を整理したのですが、今後の計画運用の段階において、例えば、太陽光パネルの反射を抑制した素材の使用や外周部の生垣による緑化など、先進事例等を参考にしながら、具体的な対策例を記述した計画の運用指針となるガイドラインの作成による対応を検討していくものとします。
48	P 32 その他の景観形成基準	それとも、条例には規則が付いてないが、規則をつけてそこである程度具体的に設定するのか？ある程度具体的に記載しないと意味が無くなってしまいますがどうなのですか？	今後の計画運用の段階において、具体的な対策例を記述した計画の運用指針となるガイドラインの作成による対応を検討していくものとします。
49	P 32 その他の景観形成基準	眺望景観で太陽光パネルは特殊なものです。小さな面積でも遠くから見ても金属光沢の反射が特に目立つ。これから当町で具体的に最も多くの設置対象物になってくることが予想されます。各地の太陽光パネルの景観対策として、特に眺望景観では「景観シュミレーション実施」や「パネルの傾斜角度の抑制」「セットバック」「境界部の植栽の実施(道路横から見えなくする)」など、他の事例で良いものは進んで調査確認研究すべきですが「太陽光パネルは…周辺環境に配慮すること」だけで計画進めるのですか？	「景観形成基準」については、「景観形成に関わるすべての行為に対する配慮事項」を整理したのですが、今後の計画運用の段階において、例えば、太陽光パネルの反射を抑制した素材の使用や外周部の生垣による緑化など、先進事例等を参考にしながら、具体的な対策例を記述した計画の運用指針となるガイドラインの作成による対応を検討していくものとします。

50	P 30 及び 31 の表	「歴史的な建造物等」の…等、とは何か?指定文化財である古墳など、またこれから指定が予想される古墳なども当然含まれると思うが、どうなのですか?「建築物」と「建造物等」の定義ですがどのようなものですか?	当該箇所の「建造物等」の表現は、「建造物」に位置づけられる建築物や工作物、古墳や史跡のほか、これら「建造物」と一体となって良好な景観を形成している土地その他の樹木等を含めるものです。
51	P 33 上から 7 行目	「新たな景観資源を発掘し発見し、地域による景観まちづくりにより保全活用していきます」とあるが、これに対する条例では 20、21 条のところですか?そうすると新たな発掘は町民任せとなりがちですが、行政が携わる仕組みについても計画には記載した方が良くないでしょうか。例えば審議会を作るのであればその下部組織として新たな景観資源を発掘し・発見をになうグループを町民組織とは別に作ったらどうでしょうか。町民の努力だけにするのでしょうか?	本町の景観まちづくりは、町民・事業者・行政がそれぞれの役割を踏まえながら、協働の取組により推進していくことが基本となるため、新たな景観資源の発掘や保全活動に対しても、今後の計画運用の段階において、行政が積極的に関わっていく方策を検討していくものとします。
52	P 34 景観重要建築物	34 ページを見ると、建物ばかりが記載されているが、町に幾つもある古墳、中には大きな前方後円墳も幾つかあり、景観上のキーポイントにもなり得る。これらは「建造物」の範疇に入るのか?入らなければ、どこに入るのでしょうか?	当該箇所の「景観重要建造物」については、建築物や工作物が対象となるほか、古墳や史跡なども含まれます。従いまして、景観上のキーポイントとなる古墳については、「景観重要建造物」への指定を検討していくことが考えられます。
53	P 39 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について	景観形成と太陽光施設の事が書かれておりますが、既にまちには太陽光施設規制の規則がありますが、現在の規則は従来の規則より柔軟になっており申請すればほぼ出来てしまう。古墳群等に対する現状規制は文化財に指定されているものが主になっており、それ以前の規則は文化財指定のものはもちろんだが文化財包蔵地も規制の対象になっていた。それはとりまおさず将来の指定の可能性を秘めて居るからであると思われる。例えば、当時は指定にはなっていない二子塚古墳、(今はなっている?)、横塚古墳(貴重な埴輪の出土地)などはいずれ指定されると予想しますが、現規則では規制の対象になっていない。自然環境を損ねない範囲で再生可能エネルギー施設との共存を進める話であります、横塚古墳群周囲の再生可能エネルギー施設の乱立を見ますと、真に共存出来ているのか疑問です。そこで、今回の景観計画ですが、再生可能エネルギー施設は当然範疇に入るのですが、4つの点で疑問が生じます。	景観計画により太陽光発電施設の立地を制限することはできないため、太陽光発電設備の発電出力が 10 k W以上の事業用太陽光発電設備を設置する場合を対象に、町長との事前協議や周辺住民に対する説明会の開催等を求める「市貝町サシバの里において太陽光発電事業により地球温暖化防止に取り組む場合に守るべき規則(令和4年2月)」に基づく抑制区域(災害防止及び景観との調和、生活環境及び自然環境の保全の観点から太陽光発電設備の設置を抑制すべき区域)の指定による対応が基本となります。

		(1)届け出不要の小さ目の太陽光施設が(別会社で)同じ地域に幾つも集まっている場合、見る側としては大きな太陽光施設の塊りと同じように見える。景観計画ではまさしくこのパターンを解決すべきですがいかがですか？	
54	P 39 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について	(2)景観形基準が「…配慮すること」では結局努力義務であり、また、内容が抽象的すぎます。位置や規模、形態、色彩、光沢、反射などの基準を2つの視点(上から見下ろす眺望及び下から見下ろす眺望)から分けて具体的に考えないと、結局うやむやになってしまう恐れがある。例えばパネルの角度は同じ目線では角度の違いで圧迫感は違うが、山の上から見下ろす眺望景観では、角度はあまり意味はない。また、平地からではパネルの反射はあまり無いが、見下ろし眺望では角度が合うと反射光が目立つとかあり見る場所によって太陽光パネルの見え方感じ方は違ってきます。眺望の場所を考え具体的基準を出すこと、が必要ですがいかがですか？	景観計画区域(市貝町全域)における「景観形成基準」については、「景観形成に関わるすべての行為に対する配慮事項」を整理したのですが、町全域を対象とした基準となるため、地形的条件や施設の立地状況などの違いから、一律の具体的基準を設定することは難しいと考えられます。従い、ご意見の内容については、事前相談や協議時での具体的な指導を行ってまいりたいと考えています。また、今後の計画運用の段階において、例えば、太陽光パネルの反射を抑制した素材の使用や外周部の生垣による緑化など、先進事例等を参考にしながら、具体的な対策例を記述した計画の運用指針となるガイドラインの作成による対応を検討していくものとします。
55	P 39 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について	(3)P39 では、太陽光の規則の話が出ていましたが、当計画は作成委員会で作ったものと思いますが、今ある太陽光規則ではどこまでできるのか?できないのか?景観計画に太陽光パネルを入れる意味はどこにあるのか?委員会の中でしっかり議論されているのですか?	「市貝町景観計画(案)」の各内容については、学識経験者や住民を交えた「市貝町景観とみどりの基本計画検討委員会」での検討を踏まえたものとなっています。
56	P 39 太陽光発電施設等の再生可能エネルギー施設について	(4)委員会では、町を歩き実際に何が問題なのか自らの目で現状確認されているのですか。これだけの計画を作成するのですから現状視察はされていると思いますが、どうでしょうか?	本計画(案)の策定においては、令和5年3月に開催した景観ウォーキング&ワークショップでは小中学生にも参加いただき現状視察を実施した他、本町の現状・課題の把握については、「市貝町の緑と景観に関するアンケート調査」の実施により、好きな景観の提示や自由意見による具体的な問題点等の指摘を受け、「市貝町景観とみどりの基本計画検討委員会」への地元住民の参画をいただきながら、作成を進めてまいりました。
57	P 42	下から11行目「の」は「を」ではないか?	ご意見を踏まえ、「…「市貝町景観審議会」を設置します。」に表現を修正いたします。